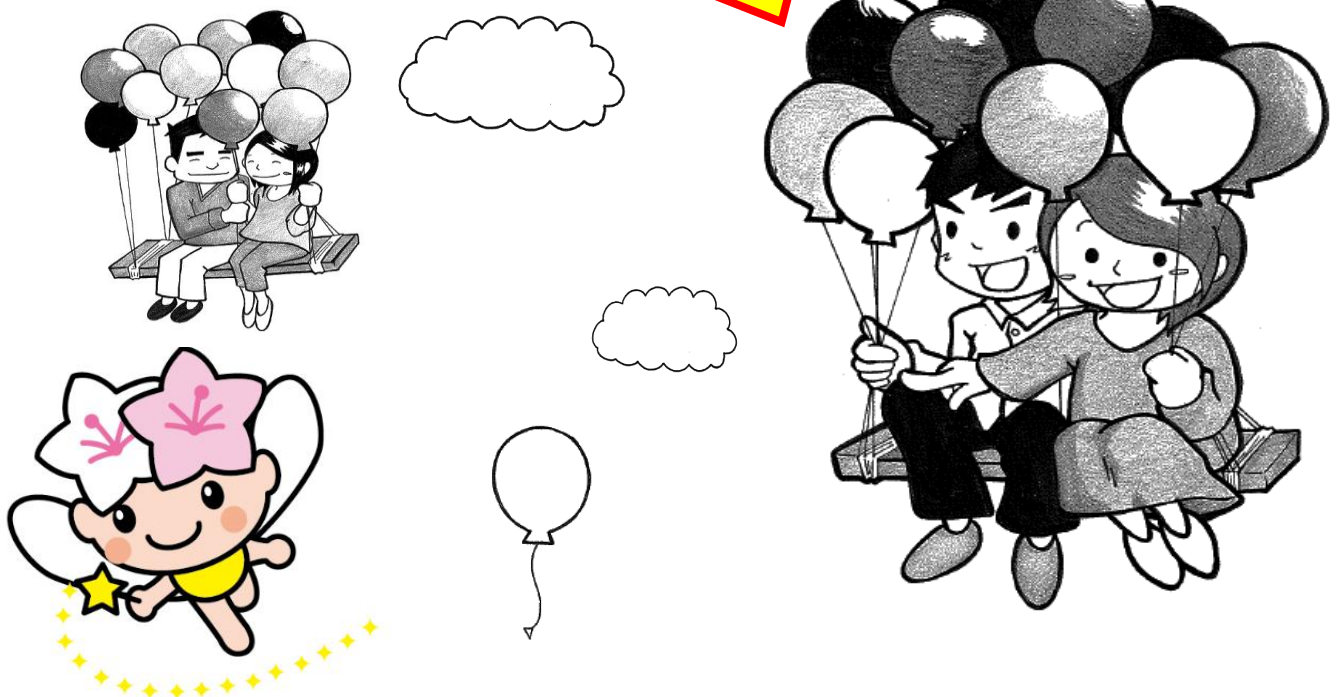


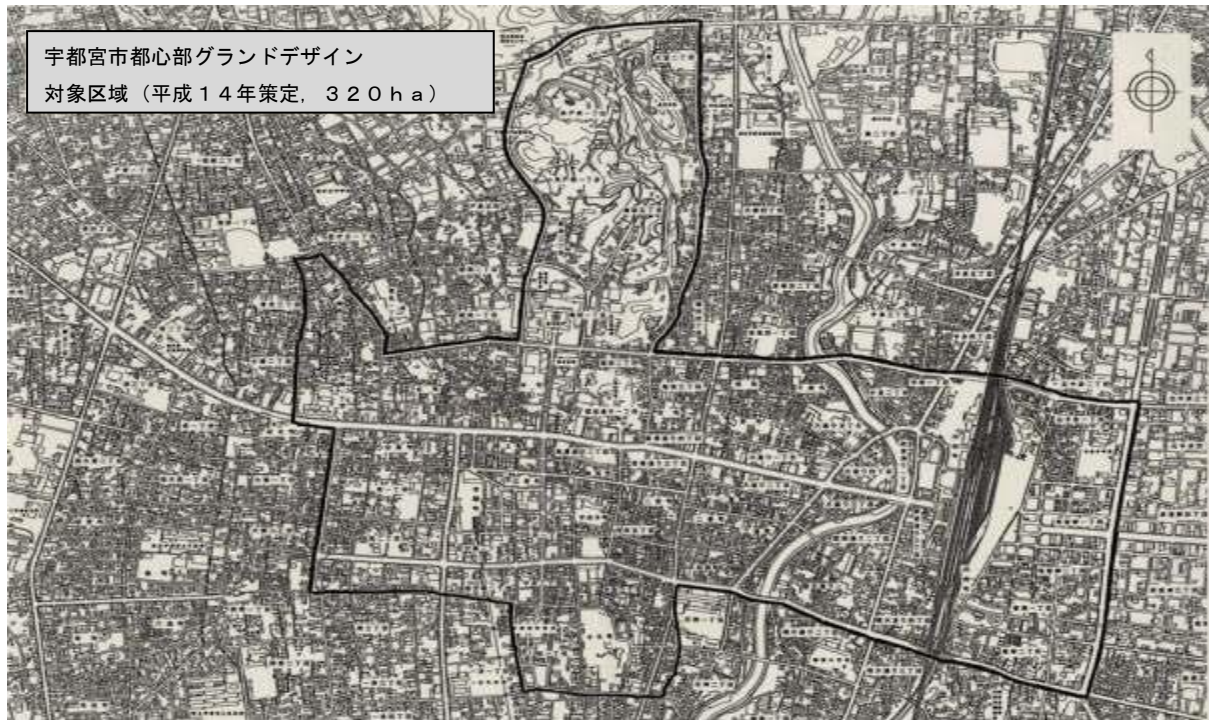
～ 中心市街地に転居される方に ～
宇都宮市若年夫婦・子育て世帯家賃補助金
申込みの手引き（平成29年度版）

まちなか暮らし、
はじめましょ！



◎この制度は、中心市街地への居住を促進し、活力あるまちづくりを進めることを目的とし、中心市街地にある民間賃貸住宅へ転居した、夫婦のいずれもが満40歳未満の若年夫婦世帯、または、義務教育終了前の子どもとその親がいる世帯に対して、実質家賃額の2分の1（上限2万円、最長36か月）の家賃補助を行うものです。
なお、補助申請につきまして、対象区域や年齢、収入などの資格要件がありますので、本手引きをご覧ください。

対象区域



【町名別一覧】

町名（丁目）	対象地番	町名（丁目）	対象地番
旭1丁目	全域	伝馬町	全域
池上町	全域	仲町	全域
泉町	全域	中河原町	全域
一条1丁目	6番	西1～2丁目	全域
一番町	全域	二番町	全域
今泉1～2丁目	全域	塙田1～3, 5丁目	全域
駅前通り1～3丁目	全域	塙田4丁目	8, 9番
江野町	全域	馬場通り1～4丁目	全域
大曾1丁目	1番	東宿郷1～2丁目	全域
大曾2丁目	4～9番	東戸祭1丁目	全域
大通り1～5丁目	全域	二荒町	全域
小幡1丁目	全域	本町	全域
川向町	全域	本丸町	全域
清住2丁目	全域	曲師町	全域
栄町	全域	松が峰1丁目	全域
三番町	全域	松が峰2丁目	1～5番
宿郷1～2丁目	全域	南大通り1, 4丁目	全域
千波町	全域	宮園町	全域
昭和3丁目	全域	宮町	全域
中央本町	全域	宮みらい	全域
中央1～3, 5丁目	全域	元今泉1丁目	全域

補助内容

	内 容
補助月額	<p>○実質家賃額の1/2（上限2万円）を補助します。</p> <p>※実質家賃額：契約に定められた賃借料（管理費，共益費，駐車場代等を除く。）から，住宅手当等を差し引いた額</p> <p>※千円単位で，端数は切り捨てます。</p>
補助期間	<p>○最長36か月</p> <p>※補助期間中は，毎年度，更新手続きが必要となります。</p>
補助開始時期	<p>○申請日の翌月から補助開始</p> <p>※申請は，転居等の日（新婚世帯の場合，婚姻届出の日）以後，3か月以内まで可能です。</p> <p>※長期間の入院や海外出張など，特段の事由により3か月以内の申請ができない場合は，住宅課までご連絡下さい。</p>
請求手続き	<p>○補助金交付請求書および家賃支払申告書兼確認書を送付しますので，必要事項を記入のうえ，交付決定通知書の写しを添付して，指定期日までに請求してください。</p> <p>※請求書類送付月：7月，11月の各月上旬および2月末頃</p> <p>※指定期日までに請求がない場合，補助金の支払いはいたしません。</p> <p>※滞納家賃は請求対象外です。</p>
支払い	<p>○請求書に記載されている口座に振り込みます。</p> <p>※支払月：8，12，4月の各下旬</p>

資格要件

		内 容
資 格 要 件	世 帯	<p>○<u>中心市街地内にある民間賃貸住宅に、平成29年4月1日以後に転居等をした若年夫婦または子育て世帯</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年夫婦世帯：夫婦いずれもが40歳未満の世帯 ・子育て世帯：義務教育終了前の子どもとその親がいる世帯 <p>○<u>転居日から起算して遡り1年間は、世帯員のいずれも（新婚世帯の場合はいずれか）が中心市街地内に居住したことが無いこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯：同居した日（同一住所に住民登録した日）以後1年以内に婚姻の届出をし、受理された世帯
	中心市街地の区域	○「宇都宮市都心部グランドデザイン」（平成14年策定）に定める区域（1ページ参照）
	年 齢 （若年夫婦世帯）	○平成30年3月末日時点で、夫婦いずれもが満40歳未満 ※子育て世帯に該当する場合は、夫婦の年齢要件はありません。
	収入基準	○前年分または前々年分の世帯全員の所得が基準以下（5ページ参照）
	住 宅	<p>○<u>中心市街地内の民間賃貸住宅</u></p> <p>○<u>借主（賃貸借契約者）が、世帯員のいずれか</u>であること</p>
	そ の 他	<p>○世帯全員について、下記の要件を全て満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>中心市街地内に、居住用の建物を所有していない</u>こと ・<u>市税の滞納が無い</u>こと ・<u>自治会に加入</u>していること ・<u>既に本制度または若年夫婦世帯家賃補助制度を利用していない</u>こと ・<u>本市が実施する、他の家賃補助制度を同時に利用していない</u>こと

資格喪失要件	備考
<p>○若年夫婦世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫婦が離婚したとき、または、どちらか一方が死亡したとき <p>○子育て世帯の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 転出や卒業等により、義務教育終了前の子どもが居住世帯からいなくなった、または非該当になったとき <p>※どちらの世帯にも該当している場合は、どちらかの世帯要件に該当していれば、補助継続となります。</p>	<p>○新婚世帯にあつては、いずれか一方が、既に中心市街地内の民間賃貸住宅に居住し、他の一方が、転居をした日から遡り1年間は中心市街地内に居住していなかった場合にも対象となります。</p>
<p>○中心市街地外に、転居または転出したとき</p> <p>※世帯員の転居または転出があつた場合でも、世帯要件および収入基準に該当していれば、補助継続となります。</p>	<p>○一部の町では、地番によって区域外になる場所もあります。詳しくは、1ページをご覧ください。</p>
	<p>○若年夫婦世帯の場合、当初申請時に40歳未満であれば、更新時に40歳以上でも補助継続となります。</p>
<p>○更新時に、前年または前々年の世帯収入が収入基準を超えたとき</p>	
<p>○中心市街地外の他の住宅へ転居したとき</p> <p>※中心市街地内の他の住宅へ転居した場合は、補助継続となりますので、14日以内に異動事項届出書を提出してください。</p>	<p>○下記の住宅は除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅、県営住宅 ・ サービス付き高齢者向け住宅 ・ 社宅、寮等の事業主等から貸与を受けた住宅 ・ 借主が会社名義の住宅
<p>○左記の要件を満たさなくなったとき</p> <p>○虚偽申請など、不正行為により補助対象世帯となったとき</p> <p>○更新手続きが、なされないとき</p>	

収入基準早見表

○所定の方法により算出した世帯所得について、下記の基準以下が対象となります。

世帯人数ごとの早見表は下記のとおりです。

なお、申請月が4～6月の場合は平成27年分、それ以外の場合は平成28年分の収入が対象となります。

年間の所得金額合計（総収入金額から必要経費を除いたあとの金額）			
2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
5,540,000円以下	5,920,000円以下	6,300,000円以下	6,680,000円以下

（参考）給与収入金額で見た場合

年間の給与収入金額（所得税，地方税，社会保険料等，全てが含まれた金額）			
2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
7,488,889円以下	7,911,112円以下	8,333,334円以下	8,755,556円以下

※「所得金額」とは、給与の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄に記載されている金額，確定申告書の合計欄の金額，あるいは市町村長が発行する課税（所得）証明書の所得金額の合計欄の金額です。

※給与所得者が2人以上の場合、次の方法でそれぞれの所得金額を求め、その合計額が基準以下となれば対象となります。

【年間給与所得金額の計算】

年間給与収入金額 A	年間給与所得金額	
650,999円以下	所得金額=0円	
651,000円 ～ 1,618,999円	所得金額=A-650,000円	
1,619,000円 ～ 1,627,999円	所得金額=969,000円 ～ 974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	①A÷4 として千円 未満の端数切捨て =B . . . 000円	所得金額=B×2.4
1,800,000円 ～ 3,599,999円		所得金額=B×2.8-180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円		所得金額=B×3.2-540,000円
6,600,000円 ～ 9,999,999円	所得金額=A×0.9-1,200,000円	

なお、世帯員に身体障がい者等の方など、特別控除対象者がいる場合は、別途計算されますので、ご相談ください。

その他、6人世帯以上や、世帯員に公的年金を受けている方がいる場合等は、別途、お問合せください。

申請方法

(1) 交付申請の方法

- 補助金交付申請書と7, 8ページに記載してある必要書類を直接窓口（市役所9階・住宅課）に提出してください。
- 転居の日（新婚世帯にあつては婚姻届出の日）から3か月以内に申請してください。
※長期間の入院や海外出張など、特段の事由により3か月以内の申請ができない場合は、住宅課までご連絡下さい。
- 補助開始は、申請月の翌月となります。

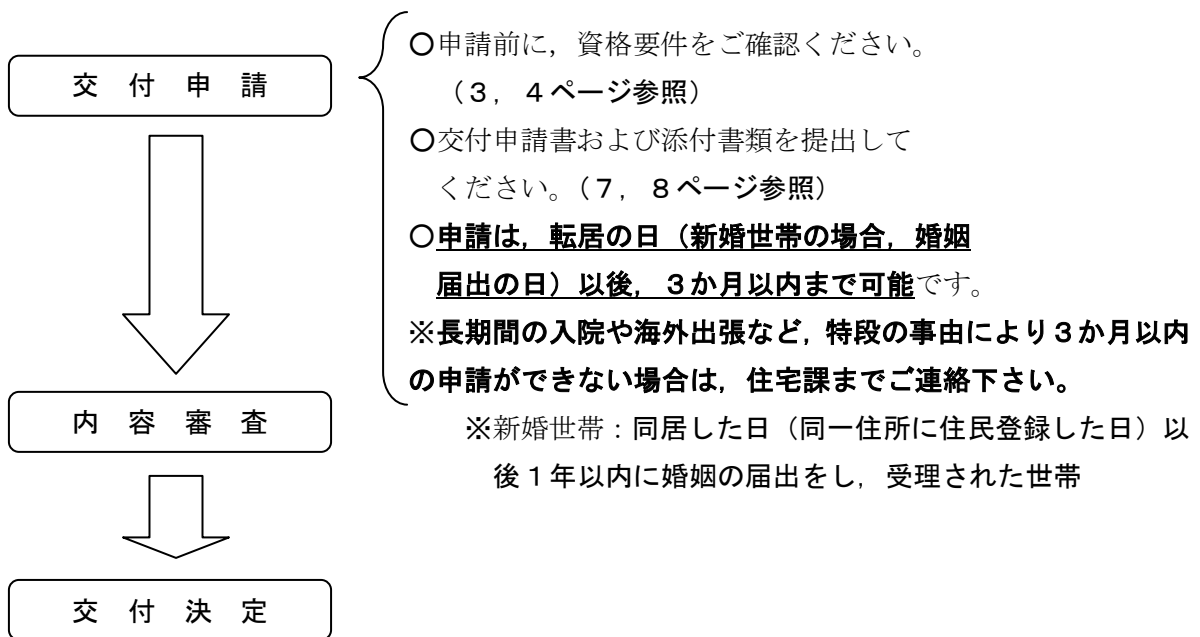
(2) 内容審査

- 申請書類に基づき、審査します。

(3) 交付決定の通知

- 審査の結果、要件に該当する世帯に対して、交付決定通知書（補助金の交付開始時期と補助予定金額）を送付します。
※交付決定通知書は請求手続きに必要となりますので、大切に保管してください。

【補助金交付申請～交付決定の流れ】



交付申請に必要な書類

(1) 当初申請の場合

必要書類	内 容
住民票の写し	○ <u>中心市街地内に異動した後の世帯全員のもの</u> で、 <u>続柄が記載</u> されているもの
賃貸借契約書	○ <u>原本および原本のコピー1部</u> ○ <u>契約者は、世帯員のいずれかであることが必要</u> です。 ○ <u>住宅部分の家賃と、管理費・共益費等の家賃に含めないものの内訳が明確に記載されていない場合は、貸主に「家賃内訳証明書」を記入</u> してもらってください。
住宅手当支給証明書	○ <u>給与所得者は、住宅手当が支給されていない方も全員必要</u> です。 ○ <u>申請日の直近月の支給状況を、勤務先で証明</u> してもらってください。 ※自営業の方は不要です。
課税証明書 または所得証明書	○ <u>収入のある方は全員必要</u> です。 ○ <u>平成28年分または平成27年分の世帯収入または所得が表示</u> されているもの ○ <u>申請する時期により、提出する証明書の内容が変わります。</u> ア) <u>4～6月</u> (平成28年分証明書が取得できない期間) の申請 ・ <u>平成27年分証明書</u> を提出 ※平成28年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行 イ) <u>上記以外の月</u> の申請 ・ <u>平成28年分証明書</u> を提出 ※平成29年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行
無職・無収入を 証明する書類	○ <u>申請日時点で、無職または無収入であることが証明</u> できるもの ア) 被扶養者：健康保険証（国民健康保険除く）の写し等 イ) 上記以外：「無職・無収入申立書」等

(次ページに続く)

必 要 書 類	内 容
市税完納（納税） 証明書	<p>○市税に滞納が無いことが証明できるもの</p> <p>○市税を納めている方は全員必要です。</p> <p>○申請する時期により、発行する証明書の窓口が変わります。</p> <p>ア) 4～5月の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行 <p>イ) 上記以外の月の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年1月1日現在で、住民登録していた市町村で発行
自治会加入証明書	<p>○自治会長の署名および押印が必要です。</p> <p>※自治会の加入については、市役所10階の宇都宮市自治会連合会事務局（632-2289）または、みんなでまちづくり課（632-2900）まで、お問い合わせください。</p> <p>※自治会がない場合は、自治会加入誓約書に、署名・押印いただきます。</p>
婚姻受理証明書 または戸籍謄抄本 ※新婚世帯のみ	<p>○夫婦の記載があり、<u>婚姻日が表示</u>されているもの</p>
その他市長が必要と認める書類	

※本市の場合、市民課（市役所1階）で住民票の写し・婚姻受理証明書・戸籍謄抄本を、税制課（市役所2階）で課税（所得）証明書・市税完納証明書を交付しています。

※地区市民センター・各出張所では、住民票の写し・課税（所得）証明書・市税完納証明書を交付しています。

※自治会加入誓約書は、住宅課（市役所9階）にあります。

(2) 更新申請の場合

○下記の添付書類が必要となります。

- ・課税証明書または所得証明書
- ・その他市長が必要と認める書類

補助金の請求手続き

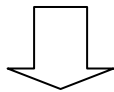
- 7月、11月、2月に、「補助金交付請求書および家賃支払申告書兼確認書」を送付しますので、先に送付した補助金交付決定通知書の写しとともに、指定した期日までに、住宅課に提出してください。
 - 家賃支払申告書兼確認書に代えて、各請求期間に係る家賃分について、支払った相手方・金額・日付が確認できる家賃領収書（家賃通帳）、振込領収書、預金通帳等を提出することもできます。（その際は、必ず原本を持参してください。）
 - 補助金は、毎年度3回請求していただき、指定口座に振り込みます。
 - 〔第1期分〕 4～7月分・・・8月末頃支払予定
 - 〔第2期分〕 8～11月分・・・12月末頃支払予定
 - 〔第3期分〕 12～3月分・・・4月末頃支払予定
- ※なお、滞納家賃、又は3月までに納付すべき家賃を年度が変わった4月以降に遅れて支払った場合などの家賃は、補助の対象外です。

【補助金請求～補助金支払いの流れ】

請求書類の送付



請求書および
必要書類の提出



内容審査



補助金の支払い

○市から、下記の書類を送付します。

- ・補助金交付請求書、家賃支払申告書兼確認書
- ※送付月：7月、11月の各上旬および2月末頃

○送付書類に必要事項を記入し、先に送付した補助金交付決定通知書の写しを添付して、指定期日までに提出してください。

※提出しない場合、請求の意思がないものとみなし、補助金の支払いはいたしません。

○補助金交付請求書に記載された口座に振り込みます。

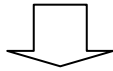
- ※支払月：8、12、4月の各月末頃

更新申請

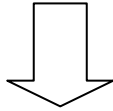
- 翌年度も継続して補助金を受ける場合は、毎年度、指定期日までに更新手続きをしていただきます。
- 更新手続きに必要な申請書は、毎年度4月に送付する予定ですので、申請書および添付書類（8ページ参照）を直接窓口（市役所9階・住宅課）に提出してください。
- 審査の結果、更新が決定した世帯には、交付決定通知書を送付いたします。
 - ※資格要件が非該当となった場合は、補助は前年度までで終了となります。
 - ※指定期日までに提出しない場合、補助資格の喪失となります。

【補助更新手続きの流れ】

更新申請書類の送付



更新申請



内容審査



交付決定

○市から、下記の書類を送付します。

- ・補助金更新申請書

※送付月：4月

○送付書類に必要な事項を記入し、必要書類を添付して、指定期日までに提出してください。

※提出しない場合は、更新の意思がないものとみなし、前年度までで補助を終了します。

○交付決定通知書を送付します。

※送付月：7月

変更申請

○補助期間中に下表のような変更が生じた場合、**14日以内に「異動事項届出書」**を下表の**必要書類とともに提出**してください。なお、**補助金額の変更は、異動が生じた日から**となります。

※**月の途中で資格を喪失した場合、その月の補助額は日割り計算**となります。

※**資格喪失後、本制度の再申請はできません**ので、ご注意ください。

変 更 内 容	届出の際の必要書類
住宅部分家賃の改定	改定後の家賃が分かる書類 (家賃改定後の賃貸借契約書など)
勤務先住宅手当の改定	住宅手当支給証明書
勤務先の変更	給与所得者の場合は、住宅手当支給証明
中心市街地外に転居または転出	退去日の分かる書類 (退去証明書など)
離婚や死別等により、婚姻が解消	婚姻解消の日が分かる書類 (離婚届など)
卒業や転居等による、「義務教育終了前の子ども」の非該当	非該当となったことが分かる書類 (卒業証明書など)
本市で実施している他の家賃補助を受給	他の家賃補助に係る交付決定通知書
世帯員の増	—
改姓および改名	—

資格の喪失

○4ページの「**資格喪失要件**」に該当した場合や、**更新手続きを行わなかった場合は**、下記のとおり、**補助が取り消されます**。

- ・資格喪失の場合：資格を喪失した日から
- ・更新手続きを行わなかった場合：当該年度の初日（4月1日）から

○**補助取消要件該当後も補助金を受給していた場合や、不正受給が判明した場合は**、**補助金をすみやかに返還**していただきます。

その他

○この補助金は、所得税法上、課税対象となります。確定申告の必要がある場合は、税務署にご相談ください。

○受付場所

宇都宮市役所 9 階・住宅課

※地区市民センター等では受付を行っておりません。

※郵送での受付は行っておりません。

○受付時間

午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝日，年末年始除く）

○注意点

提出された書類は返却いたしません。



【問い合わせ先】

都市整備部 住宅課 住宅計画グループ

TEL : 028-632-2735

FAX : 028-639-0614

E-mail : u1605@city.utsunomiya.tochigi.jp